

保育系弁護士がゆく

少子化時代をサバイブする園の護身術

第 37 号

保育者による虐待に関する通告義務

レーヴ法律事務所では、全国の園の顧問弁護士として園・先生方のトラブル・悩みごとに対応しています。

事務所に寄せられる様々なご相談を基に、園に役立つ情報をお届けします。

レーヴ法律事務所共同代表。
慶応義塾大学法学部政治学科卒業、早稲田大学大学院法務研究科修了。2011年に弁護士登録。

2019年に保育園・幼稚園・こども園でのトラブルや法律問題を主に取り扱うレーヴ法律事務所の共同代表に就任。



弁護士
板垣 義一

Topic

これまで、児童に対する虐待については、保護者によるものに関してのみ通告義務が課されてきました。ところが近年、保育園等における「不適切保育」の問題が注目されるようになり、保育士等の職員による虐待についても、しかるべき機関へ通報すべきではないかという問題意識が高まってきました。その結果、2025年10月1日から、保育所等の職員による虐待に関しても通告義務が新たに創設されることとなりました。

これにより、保育所等の職員による虐待を受けたと思われる児童を発見した者は、誰でも速やかに、市区町村などの担当部署へ通告しなければならないとされています。

通告義務の対象となるのは、あくまでも「虐待」、すなわち「身体的虐待」「性的虐待」「心理的虐待」「ネグレクト」の4類型に該当する場合です。しかし、通告する立場から考えると、身体的虐待や性的虐待のように明らかに判断できるケースはともかく、「虐待」に該当するかどうか判断しづらい場合も少なくありません。

現時点においても、保育士等による虐待が疑われる場合、保護者から園に相談されるのではなく、直接、市区町村の担当部署に連絡が入ることがあります。しかし、望ましくない関わりが疑われる程度であれば、まずは園に相談し、問題解決を図るのが一般的でしょう。今回の法改正は、そうした段階を経ず、「疑わしいことがあればまずは役所に通報すべきである」と受け取られる可能性があるため、注意すべきです。

今後は、虐待や虐待が疑われる不適切保育のみならず、望ましくない関わり方があった場合にも、通告される可能性があることを十分に認識しておく必要があります。

虐待は言語道断であることは言うまでもありませんが、それ以前に、自園の保育を振り返り、望ましくない関わり方すらない状態を保つよう努めるべきです。加えて、保護者が「まずは園に相談してみよう」と思えるような、信頼関係の構築が何よりも重要です。



園の困りごと、何でもお問合せください

～園の顧問弁護士～ レーヴ法律事務所

[東京弁護士会所属]

■弁護士 / 保育士 柴田 洋平
TEL: 03-5336-3390

■弁護士 板垣 義一 ■弁護士 今西 淳浩
Email: reve.info@reve-law.jp

■弁護士 / 公認会計士 中谷 健二
HP: <https://www.reve-law.jp/>

